

岐阜聖徳学園大学 I R 推進委員会規程

一部改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の教学マネジメント会議のもとに岐阜聖徳学園大学 I R 推進委員会（以下「委員会」という。）を置き、大学運営に関する計画策定及び意思決定の支援を目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会に関する審議事項は、次の各号とする。

- (1) 教育改革の成果に関すること
- (2) 教育・研究に関する学内外の諸情報の収集・分析に関すること
- (3) 高等教育政策の分析、情報の提供に関すること
- (4) その他 I R 推進に関すること

(構成)

第3条 委員会は次の各委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 宗教部長・図書館長・教務部長・学生部長・就職部長・入学広報部長・国際交流部長
- (3) 事務局長
- (4) 羽島事務部長・岐阜事務部長
- (5) 学長室長
- (6) I R 推進室長
- (7) 学長が指名する教職員

(運営)

第4条 副学長は委員長となり、副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員の定足数は、構成員の3分の2とする。
- 5 委員会は、必要に応じて、委員以外の教職員の出席を求めることができる。
- 6 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 構成員については委員長が指名し、部会長は第3条第7号の委員をもって充てる。
- 3 部会は、第2条について実施する。

(任期)

第6条 第3条第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、評議会において行う。

(幹事)

第8条 委員会の記録その他の事務は、I R推進室が担当する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。